

経済産業省関連 平成23年度一次補正予算等概要（案）

23年4月22日

経済産業省

経済産業省関連補正予算額 合計 5,900億円程度

※他省庁計上分（3,600億円程度）および財政投融资（備蓄施設関係200億円程度）を含む

●：予算事項

▲：財政投融资

★：法律事項（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案において措置）

1. 中小企業等対策

(1) 資金繰り支援

【事業規模：10兆円程度、予算措置：5,100億円程度】

(A) 中小企業向け

被災中小企業に対して、日本公庫等の災害復旧貸付や、保証協会の災害関係保証（100%保証）を発動するとともに、セーフティネット保証（100%保証）について4月以降も原則全業種で実施中。

中小企業は今般の震災により直接・間接に大きな被害を受けて極めて厳しい状況にあるため、信用保証や公的融資について、間接被害を受けている者も含めて、利用枠の拡大や金利引き下げなど内容を大胆に拡充した震災対応の金融制度を創設し、資金繰りに万全を期す。

●★保証協会による『東日本大震災復興緊急保証（仮称）』

〔中小企業信用保険法の特例〕

直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業を対象とした新たな保証制度『東日本大震災復興緊急保証（仮称）』を創設し、中小企業やその関係者に安心感をもたらすために必要な保証枠を確保するとともに、保証限度額及び保険填補率についても大幅に拡充する。

【保証限度額】 災害関係保証等と合わせて、無担保1億6千万円、最大で5億6千万円の枠を利用可能。（一般保証とも別枠）

【保証割合】 融資額の全額を保証（100%保証）

【保険填補率】 9割（現行7～8割を引き上げ）

●▲日本公庫・商工中金による『東日本大震災復興特別貸付（仮称）』

直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業等を対象とした新たな融資制度『東日本大震災復興特別貸付（仮称）』を創設し、必要な融資枠を確保するとともに、貸付限度額、金利引き下げ措置、据置期間を大幅に拡充する。また、上記の新制度について、地方団体等を通じ、必要に応じて利差補給を行って無利子とするための基金を創設する。

<現行の災害復旧貸付>

| | |
|------------|-------------------------|
| 【貸付限度額】 | 1億5千万円（中小事業）、3千万円（国民事業） |
| 【金利引き下げ措置】 | 貸付後3年間、1,000万円まで▲0.9% |
| 【据置期間】 | 2年 |

●▲小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の拡充

直接又は間接的に被害を受けた小規模企業者を対象として、商工会等が経営指導を行うことによって、日本公庫（国民事業）が無担保・無保証人で融資を行うマル経融資について、貸付限度額、金利引き下げ措置を拡充する。

（B）中堅・大企業向け

●▲中堅・大企業向け緊急金融支援パッケージ

震災の影響により経営に支障が生じている中堅・大企業に関し、①商工中金・政策投資銀行による長期資金の融資『危機対応貸付』の枠の拡充、②中堅・大企業の信用力の補完（損害担保）、③利子補給、④産活法認定企業に対する指定金融機関からの出資の円滑化を図る。

これにより、取引関係のある中小企業の事業安定にも寄与する。

（C）その他

★危機対応業務に係る出資期限、政府株売却の起算時期等の延長

〔株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の特例〕

株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行が震災対応の危機対応業務を万全に行っていくために、政府の危機対応業務に対する出資期限（平成23年度末）や、政府株売却の起算時期（平成24年4月）等を延長する。

(2) 工場等の復旧への支援

●★中小企業等が一体となった施設復旧・整備への支援 [200億円程度]

[独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例]

被災地域の中小企業等の事業者が一体となって進める再建計画を都道府県が認定し、その計画に不可欠な施設の復旧・整備を国と都道府県が連携して補助金により支援するとともに、被災した商店街の施設復旧・修繕を支援。

また、津波等により壊滅的な被害を被った地域などにおいて、被災地域の要請に基づき、中小企業基盤整備機構が仮設のものも含め貸工場・貸店舗等を整備する。

※既に、平成22年度補正予算や23年度当初予算の活用により、被災した商店街施設の復旧支援を実施中。

●復旧・復興のための支援専門家派遣 [10億円程度]

工場等の復旧・復興に必要な人材不足を補うため、巡回アドバイザーや専門家を派遣。設備修理の技術サポート、経営相談、まちづくり相談などをきめ細かく実施する。

※既に、中小機構が盛岡、仙台、福島に支援拠点を設置するなど、23年度予算を活用し、事業を開始中。

2. 石油・ガス・LPガスなどエネルギー供給施設の復旧等を支援

●被災地での簡易SS設置等支援 [数億円程度]

地震・津波によって営業不能になったSSが復旧するまでの間、仮営業のための移動式給油機の設置等を支援する。

●被災地SSの早期復旧支援 [40億円程度]

被災地域の損壊したタンクなどの補修(約500カ所)や全壊したSSの撤去、再開時の安全点検(約1500カ所)を強力に支援することで、被災地SSの早期立ち上げを促す。

●被災地SS向け資金繰り対策 [50億円程度]

運転資金の100%の信用保証枠を創設し、大震災により経営が悪化している被災地域のSSの資金繰りを支援する。

●特定被災地域向け石油供給支援 [数億円程度]

津波等による損壊で通常の信用取引が困難な被災地域にあるSSの貸し倒れリスクを国が負担することで、当該地域への石油製品の安定的供給を支援する。

●油槽所機能の復旧 [20億円程度]

被災地等への石油製品供給の重要拠点となる東北太平洋岸の油槽所機能の早期復旧を図る。

●被災ガス、LPガス関連設備の復旧支援 [30億円程度]

壊滅的な被害を受けた宮城県・岩手県・福島県におけるガス関連設備やLPガス関連設備の復旧を支援する。

※前掲「中小企業等が一体となった施設復旧・整備への支援」の内数

など

3. 電力需給ギャップ（特に夏場）を解決する（関東・東北圏内）

（1）電力供給力強化のための対策

●自家発電設備等の新增設・増出力に対する支援 [100億円程度]

夏場に向けた、電力の供給力を強化するため、自家発電設備の新增設・増出力、及び、休眠している自家発電設備の立ち上げを行う事業者へ設備導入や燃料費を補助する。

●地域間連系設備等による電力融通強化に向けたプラン策定 [数億円程度]

中部－東京間、北海道－東北間等の電力融通を行う連系設備等を強化するための今後の工程表、マスタープランを策定する。

(2) 電力需要抑制のための対策

●国民・産業界に対する節電広報 [40億円程度]

ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等の各種媒体を活用して、電力の需給状況や効果的な節電アクション等の情報提供を行う等、国民及び産業界における徹底的な節電を促進する。

●節電サポート事業 [30億円程度]

削減ポテンシャルの大きい小口需要家に対して、電気主任技術者等の専門家が個別に訪問し、業務実態に応じた節電方法のアドバイスをするとともに、節電に係る自主行動計画の策定を促す等、節電の徹底を図る。

4. 原発事故に対する早期対応

●事故対応の徹底 [数億円程度]

福島第一原発事故を踏まえた、津波対策などの緊急安全対策や技術基準等の検討・検査を徹底する。

●周辺住民向け巡回相談・電話相談の更なる強化 [数億円程度]

原発被災者が身を寄せるすべての避難所を直接訪問し、原発事故で不安が高まっている周辺住民からの相談にきめ細かく対応する。同時に、いつでも相談に応じられ、かつ、必要に応じて関係機関を紹介する電話相談窓口も強化する。

※4月上旬より当省職員を原発事故被災自治体に常駐派遣し、原子力被災者生活支援チームおよび原子力災害現地対策本部と連携しつつ、被災自治体業務の支援を実施中。

●輸出品の線量検査補助 [数億円程度]

風評被害による物流の停滞を防ぎ貿易の円滑化を図るため、政府による風評被害対策の一環として、国が指定した検査機関が行う輸出品に係る放射線量検査の検査料を補助する。

※いわゆる風評被害を回避し、日本の経済活動の円滑な実施を確保するため、上記に加え、以下の取組みを実施中。

- ・各国・地域のとっている措置の調査、風評被害を回避するための在京の外交団に対するブリーフィング、在外公館等を通じた説明や申入れ。
- ・JETROにおいて本部に設置した緊急相談窓口や全国36カ所の貿易情報センターで個別に企業の相談に対応。
- ・取引先等から放射線汚染に関する証明を求められた場合に活用可能な放射線検査機関の紹介や商工会議所による簡便な証明の周知を実施。
- ・NEXIにおいて、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失が貿易保険のてん補対象となり得ることについて具体的事例を挙げて周知するとともに、東日本大震災を受けた貿易取引等に関する相談を広く受け付ける相談窓口を設置。

●ネット上の不正確情報の監視等 [数億円程度]

周辺住民が不安にならないように、今回の原子力災害を鑑みた放射線影響に関する情報の提供等をきめ細かく行うとともに、インターネット上の不正確な情報を監視し、それに対して正しい情報を発信する。

●緊急時における対応体制の確保 [数億円程度]

津波等により使用不能となったオフサイトセンターの代替施設を確保するとともに、損壊した通信機器、防災資機材等を早急に復旧する。

など

5. インフラ復旧支援

●★産業インフラ復旧支援 [60億円程度]

東日本大震災により被害を受けた工業用水道施設について、地方公共団体が施工する災害復旧事業に要する費用の一部を補助する。

●▲経済産業省関連施設の復旧 [230億円程度]

＜うち財政投融资200億円程度＞

水没・全滅した岩手県の久慈基地（石油備蓄基地）地上設備や被災した希少金属国家備蓄倉庫（茨城県）などの施設復旧を行う。